

保管金の電子納付について

電子納付とは、保管金をインターネットバンキングや電子納付対応の ATM などを用いて納付することです。

電子納付を利用するとこんなに便利！

- H 原則 24 時間 365 日、いつでもどこからでも納付できます。
- H 電子納付を行うと、裁判所へ保管金提出書を提出する必要がなくなります。
- H 振込手数料は原則無料です。
- H 還付金が発生した場合、自動的に振り込みされます。

～詳しくは中面をご覧ください～



みほん

横浜地方裁判所

保管金提出書 (兼還付請求書)		管理番号	第050-006-920号		
		受入年月日	平成 年 月 日		
種目	民事手納金	主任書記官印	係書記官	田中 一郎 民事第1部	
事件番号	平成17年(ワ)第 575 号				
金額	百 千 百 十 円 ¥ 2 0 0 0 0 0				
※提出年月日	平成 年 月 日				
住所	〒112-0016 東京都新宿区新宿1-2-55-312				
		印			
金の振込先等>					
知・別院					
担当書記官	ガミ ゴロウ				
係長	上 五郎				
◎ 注	※の箇所は、提出者が記入の上、押印(先ず「還付金の振込先等」欄に所要の事項を記載し、記入方法により払渡します。				
1	振込先金融機関名は、本・支店名まで記載し				
2	電子納付を利用しない提出者は、この書面(会計担当者(歳入歳出外現金出納官史)に提出)				
3	保管金を提出した場合には、保管金受領証を				
4	以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えて Pay-easy				
5	で保管金の電子納付をすることができます。				
収納機関番号	00100	納付番号	1001-2190-1008-6001	確認番号	6007-39



このマークのある金融機関の ATM で電子納付ができます。

収納機関番号、納付番号、確認番号
電子納付をするためには、これらの番号が必要になります。



お問い合わせ先

〒231-8502

横浜市中区日本大通9

横浜地方裁判所事務局出納課出納第三係

045-664-8705 (直通)

045-201-9346 (FAX)

便利です!電子納付

～ Pay-easy でらくらく入金～

横浜地方裁判所事務局出納課出納第三係

電子納付の流れ

① 利用者登録（事前登録）をしましょう。

電子納付を利用するには、あらかじめ利用者登録をしてください。利用者登録をするには、**横浜地方裁判所 12 階の出納課出納第三係窓口**（又は郵送・**ファクシミリ等**）で「電子納付利用者登録申請書」（**押印不要**）により申請をする必要があります。利用者登録をすると、「登録コード※」が付与されます。

※「登録コード」は、全国の裁判所で共通して利用できます。ただし、登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、登録コードが抹消されます。

② 電子納付を希望する旨を教えてください。

電子納付を希望する場合には、保管金提出書の交付前に「登録コード」を担当書記官へ教えてください。電子納付に対応した保管金提出書をお渡しします。

③ さあ、電子納付をしましょう。

インターネットバンキング、Pay-easy〔ペイジー〕対応のATM等を利用して、原則として24時間365日電子納付をすることができます。その際には、お渡しした保管金提出書に記載された収納機関番号等が必要になります。

便利になる点

① 保管金提出書の提出は不要となります。

電子納付をした保管金については、裁判所へ保管金提出書を提出する必要はありません。

② 電子納付をする場合には、原則として手数料が掛かりません。

電子納付では手数料は原則必要ありません（ただし、金融機関によっては必要となる場合もあります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。）。

③ あらかじめ登録した銀行口座に還付されます。

電子納付をした保管金について、事件が終了したなどの理由により残金が還付される場合、利用者登録時に指定した銀行口座に自動的に振り込まれます。



ご注意ください！

- 現在のところ、民事執行事件における買受申出保証金・売却代金、及び家事事件における寄託金は、電子納付はできません。
- 開庁日の午後5時以降や閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで））に電子納付した場合は、通常、裁判所が納付を確認した後に行う事務の取扱いが、電子納付をした日の翌開庁日午前9時以降となります。
- 特に、保釈保証金、代替金及び追徴保全解放金を電子納付する方は、ご注意ください。
- 今までどおり、裁判所出納課出納第三係窓口での納付や裁判所の当座預金口座への振込による納付もできます。
- Pay-easy〔ペイジー〕についての詳しい内容、Pay-easyをご利用いただける金融機関等の確認は、Pay-easyのHP（<http://www.pay-easy.jp/>）をご覧ください。